

南越前町最低制限価格制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、南越前町が発注する建設工事の競争入札において実施する最低制限価格制度に関して、最低制限価格の算出方法を定めるとともに、制度の適正な実施のため必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 最低制限価格制度は、予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が130万円以上の工事に係る入札について適用するものとする。

(最低制限価格制度適用工事における入札公告等の記載事項)

第3条 契約担当者は、最低制限価格制度を適用する工事（以下「適用工事」という。）を入札に付そうとするときは、入札公告又は指名通知において、当該入札に最低制限価格制度を適用する旨を明らかにしなければならない。

(最低制限価格)

第4条 契約担当者は、適用工事を入札に付そうとするときは、予定価格のほか、最低制限価格を設けるものとする。

2 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって入札した者を、落札者と決定するものとする。

(適用工事に係る最低制限価格の設定方法)

第5条 契約担当者は、工事に係る入札における最低制限価格については、予定価格に次項の規定により算出された割合を乗じて得た額を基準として定めるものとする。ただし、最低制限価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から100分の92を乗じて得た額までの範囲内でなければならない。

2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。

- (1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年 訓令第4号）

この要領は、平成28年4月1日から施行する。